

久留米教区

親鸞聖人入門講座

テキスト

— 流 罪 —

私たちの宗旨は浄土真宗です

- 【本尊】 …阿弥陀如来
- 【正依の経典】 …仏説無量寿経（大経）
※三部経 仏説観無量寿経（観経）
仏説阿弥陀経（小経）
- 【宗祖】 …親鸞聖人
- 【宗祖の主著】 …顕浄土真実教行証文類（教行信証）
- 【宗派名】 …真宗大谷派
- 【本山】 …真宗本廟（東本願寺）

※親鸞聖人の伝記には、不明確な部分が多く、ことがらによっては諸説あるものもあります。本テキストでは、『浄土の真宗』、『親鸞 生涯と教え』、『親鸞聖人伝絵 一御伝鈔に学ぶ一』、『はじめて読む 親鸞聖人のご生涯』（以上、東本願寺出版）、『まんが宗祖親鸞聖人』（難波別院）、『親鸞聖人 御絵伝を読み解く』（法蔵館）を参考にしました。

る ざい 流 罪



ほうねんしょうにん せんじゅねんぶつ
法然上人の専修念仏の教えは、当時の仏教界にとっては
受け入れ難く、吉水の教団はたびたび批判を受けました。

げんきゅう
元久2年（1205）興福寺から専修念仏の停止と門弟たち
の処罰をもとめた「興福寺奏状」が朝廷へ提出されます。再
三の訴えと悪評の広がりによって、承元元年（1207）ついに①_____が処罰に踏み切ることになりました。

その結果、4名を死罪に処し、法然上人をはじめ8名が僧
籍を剥奪され※1 るざい流罪となり、法然上人は土佐（高知県）へ、
親鸞聖人は②_____（新潟県）へ流されました。ときに

法然上人は75歳、親鸞聖人は35歳でした。これを承元の
※²法難といい、門弟たちの罪状や真相が明らかにされるこ
とのないままに、うわさだけで断行された不当な弾圧でした。
このことを聖人は『教行信証』に※³「主上臣下、法に背
き義に違し、忿を成し怨を結ぶ」と述べられています。

流罪となった聖人は、「しかればすでに③_____にあらず
④_____にあらず。このゆえに「禿」の字をもって姓とす」
という自覚のもと、愚禿釈親鸞と名のられました。

その後、建暦元年(1211)、聖人39歳のときに法然上人
とともに流罪が赦免されます。しかし聖人は京都へは戻らず、
約2年余り越後にとどまられたのち、関東へ向かわれました。

◇補注

※¹ 遠くへ強制的に移住させられる、死刑につぐ重い刑。流罪には近流・中流・
遠流があり、刑の重さによって移住先が変わる。

※² 仏法を広める際に受ける迫害のこと。

※³ (現代語訳)「天皇ならびに臣下は、ともに仏法に背を向け、人の道をも踏
み外し、念仏者に対していきどおり、うらみを抱いた」

承元の法難

当時の仏教界は、出家して厳しい修行を積んでさとりを目指すもので、「念仏だけで救われる」という法然上人の教えは受け入れ難いものでした。

そのうえ、念仏さえ称えれば往生できるのだからと、平気で悪事を行う人びとや（造悪無碍）、仏教界の教えを謗る門弟たちも現れはじめました。

そのような法然門下のふるまいを無視できないとして元久元年（1204）、比叡山は厳しい警告を出します。それを受けて法然上人は、門弟たちを戒める七つの決めごと（七箇条制誡）を示し、事態をしずめようとなりました。

さらに翌年、興福寺からも奏状（興福寺奏状）が出され、法然門下の過失を九箇条挙げて朝廷に念仏の禁止と処罰を求めました。

そのような状況の中、住蓮・安楽という門弟が開いた念仏の講に、上皇の寵愛を受けていた女官二人が参加し、しかも外泊したことでよからぬ噂が広がりました。それを聞いた上皇は激怒し、承元元年（1207）に念仏の禁止と門弟の処罰に踏み切ることになりました。これを承元の法難といいます。

愚禿の名のり

親鸞聖人は流罪以後、みずからを「愚禿釈親鸞」と名のりました。

「愚禿」とは出家した僧として生きられず、また世俗にまみれて生きることも許さない、聖人自身の立場をあらわした言葉です。

「釈」とは釈尊の弟子、つまり仏弟子として生きようとする表明です。

「親鸞」という名前は、インドの天親菩薩、中国の曇鸞大師の名前に由来があるとされています。

越後での生活

聖人の越後での生活ははっきりしませんが、妻の恵信尼公と生活をともにしました。この頃、息子の信蓮房明信が誕生したとされています。

そこで出遇ったのは、生きるためには手段を選べないような、日々の生活に追われる「いなかの人々」でした。

このような出遇いを通して、みずからも「いし・かわら・つぶてのごとくなるわれら」と自覚されて、法然上人の「浄土宗の人は愚者になりて往生す」という教えをたしかめていられました。

☆話し合いのポイント例

- 人が人を裁くことについて（死刑制度、裁判員制度など）
- 命をかけるほどの念仏って何？
- 正義の基準、善悪の基準とは

メモ

『御絵伝』について

三幅（第十図）



左図 親経卿

右図 念仏停止

承元元年（1207）仲春上旬、^{ねんぶつちようじ}「念仏停止」の院宣がくだされる場面です。この一方的な決定によって念仏停止のみならず、法然上人や親鸞聖人など8人が流罪、^{じゅうれんぼう}住蓮房や^{あんらくぼう}安楽房など4人が死罪という罪状がくだされました。柳桜が春の時節を示しています。

右図左図ともに描かれている黒服の公卿は^{ちゆうなごんちかつねきやう}中納言親経卿で、^{きゆうけいせんぎ}「九卿僉議」での決定を言いわたしています。右図の黒衣姿で逃げているのは住蓮房です。

今回は掲載していませんが、次の第十一図は^{きゆうけいせんぎ}「九卿僉議」という、罪状を協議している場面になります。第十図とは順序が逆になっていますが、これは結果を先に示して、わかりやすく説明するという方法がとられています。

『御絵伝』について 三幅（第十三図）



左図 親鸞配流

右図 岡崎出立

承元元年3月16日、越後へ向けて離京される場面です。親鸞聖人35歳、罪名は藤井善信でした。当時、僧侶は出家しているので、一般の法律は適用されませんでした。そこで還俗させてからの流罪となりました。

右図左図ともに、御輿の中に聖人がおられます。右図の岡崎の草庵の縁では、御弟子方が泣く泣く見送っています。

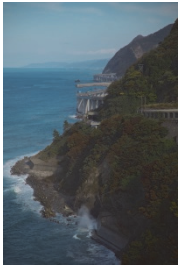
左図の御輿の下方の黒衣僧は、関東にも御伴した西仏房です。西仏房が記録していた聖人の足跡は、『御伝鈔』製作資料の一つとされています。西仏房の下には、聖人の荷や書物を担ぐ蓮位房がいます。聖人滅後も本廟に奉仕し、子孫は代々本願寺の坊官である下間家となります。

第十二図は「法然配流」の場面になります。

親鸞聖人ゆかりの地紹介

◇親不知・居多ヶ浜

聖人一行は、北陸最大の難所といわれる親不知を越えたのち、舟に乗って国府の居多ヶ浜に上陸しました。



近くには、居多ヶ浜記念堂が建てられ、聖人についてのお話を聞くこともできます。



所在地／上越市五智 6-3-4

交通案内／JR「直江津駅」からバス「五智国分寺裏門」下車

◇国分寺（竹之内草庵）

居多ヶ浜の近くに、天台宗の国分寺があります。ここは聖人が越後で最初に滞在された「竹之内草庵」があったといわれています。

境内には草庵の跡を示す「竹之内草庵跡石碑」や「親鸞堂」があります。



所在地／上越市五智 3-20-21

交通案内／JR「直江津駅」からバス「五智国分寺裏門」下車

◇国府別院（竹ヶ前草庵）

本願寺派国府別院は、「竹之内草庵」から約1年後に移り住んだといわれる「竹ヶ前草庵」があったと伝えられています。聖人はこの地で恵信尼公と家庭生活を営まれました。



所在地／上越市国府 1-7-1

交通案内／JR「直江津駅」下車からバス「国府別院前」下車